また、現道のうち湯梨浜町田後地内の田後西交差点からはわい温泉入口交差点までの区間は、商業施設や金融機関等が立地している状況の中で５箇所の信号交差点が連続していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。令和６年11月に起業者が実施した渋滞長調査によると、午前のピーク時には、はわい温泉入口交差点を先頭に上り線（西方向）で最大渋滞長370m、最大通過時間約４分、午後のピーク時には、田後東交差点を先頭に下り線（東方向）で最大渋滞長380m、最大通過時間約４分がそれぞれ確認されている。

さらに、はわい温泉入口交差点から終点側に向かって約600mにわたり、歩道幅員が道路構造令の最小値を下回り、かつ沿道施設進入のために11箇所の切り下げが設けられているなど平坦性に乏しい区間が存在し、現道において交通事故が多数発生している一因と考えられる。

本件事業の完成により、現道における通過交通等を本件区間が担うことから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動については、いずれも法令に定められた基準等を満足するとされている。

また、上記調査によると、本件事業の施行区域内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として指定されているヒメビシ、準絶滅危惧として指定されているミズマツバ、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）」により希少野生動植物に指定され「レッドデータブックとっとり2022」（以下、「県ＲＤＢ」という。）により絶滅危惧Ⅱ類に指定されているセキショウモのほか、県ＲＤＢに掲載されるが情報不足とされているフサモの一種が確認されている。本件事業がこれらの種に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生育環境が広く残されることなどから、影響はない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で、特別な措置を講ずべき重要種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所確認されているが、湯梨浜町教育委員会と協議のうえ、試掘調査を行ったところ、埋蔵文化財は存在せず、工事実施には支障がない旨の回答を得ている。今後、現地において未知の埋蔵文化財が確認された場合は、湯梨浜町教育委員会と協議し、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、令和元年９月13日に都市計画決定され、令和４年11月15日に変更決定された都市計画と、路肩等の幅員及び交差点形状を除き基本的内容については整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、できるだけ早期にその緩和を図るとともに、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を確保する必要があると認められる。

また、鳥取県中部の１市４町の首長や議長等で構成する中部地区行政振興協議会等から、本件事業の早期完成を強く要望されている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町役場

○茨城県公安委員会告示第七十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年九月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和七年九月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

岐阜県公安委員会委員長　林　　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年九月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年十二月二十日まで